

おくやみ窓口を開設します

市では、ご遺族の方の負担や不安を軽減するため、故人の方に関する市役所での手続きを、移動することなくワンストップで完了することができる「おくやみ窓口」を12月1日(月)に開設します。

●利用できる方

亡くなられたときに、坂東市に住民登録があった方のご遺族

●場所

市役所 1 階 おくやみ窓口

●受付時間

月～金曜日(祝日・休日・年末年始を除く)

午前 9 時～ 11 時、午後 1 時～ 4 時

●お越しいただく際の注意

- ・来庁前に、「死亡届出に伴うお手続きのご案内」をご確認ください。
※この案内は、坂東市に死亡届を提出された施主の方へお渡ししています。
- ・戸籍に死亡の記載が反映されるには 1 週間程度かかります。故人の戸籍関係書類が必要な場合は、時間をおいてからお越しください。
- ・手続きの内容によっては、一度で手続きが終わらない場合や追加の書類の提出が必要となることがあります。あらかじめご了承ください。ご不明な点があれば事前にお問い合わせください。



おくやみハンドブックを作成しました

ご家族やご親族が亡くなられたときに、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるよう「おくやみハンドブック」を作成しました。

死亡届を提出された施主の方にお渡しするほか、ご希望の方には市民課およびさしま窓口センター(猿島福祉センター「ほほえみ」内)で配布します。

問 市民課 ☎0297(21)2186